

**第 39 号**

発行所
相馬市中村 1 丁目 2-3
(社) 相 双 法 人 会
発行人
熊 川 喜 八 郎
編集
広 報 委 員 会
発行日
平成 25 年 1 月 1 日



みちのく杜の湖畔公園にて（宮城県柴田郡川崎町）

10月27日(土)、震災・原発事故により避難及び未だ避難しながら仮設校舎で学んでいる南相馬市内の小学校の4～6年生を対象に、移動租税教室を実施しました。児童と家族の参加で、総勢37名、秋の一日を楽しく過ごしてきました。

今年が第1回目となる移動租税教室は、「税に関心を持っていただくこと」が第一の目的ですが、昨年の原発事故により、長期間外で運動や遊びを制限された児童たちとその家族に自然の中で思いっきり遊んで過ごす時間を提供したいという目的もあり実施されました。

(P 6 写真掲載)

大
自
然
の
中
で
租
税
教
室



謹 賀 新 年

社団法人 相双法人会
会 長 熊川 喜八郎



副会長
(富岡支部長)
藤沢 徳義



副会長
(大熊支部長)
太田 宏明



副会長
(双葉支部長)
富沢 俊明



副会長
(浪江支部長)
佐藤 浩平



副会長
(小高支部長)
鈴木 喜八



副会長
(飯館支部長)
高橋 英明



副会長
(相馬支部長)
荒井 宏美



副会長
(新地支部長)
森 直人



副会長
(鹿島支部長)
佐藤 則夫



副会長
(原町支部長)
渋佐 克之

平成25年の年頭にあたり新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、当法人会に対しご理解とご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

昨年は、東日本大震災の復旧・復興が足踏みをしている状況のなか、被災・避難されている会員の方々にとりまして、厳しい環境のなかでのご心痛とご苦勞は計り知れない長い一年であったと存じます。

原発事故がなかなか収束に進まない中、各市町村が帰還困難、居住制限、避難指示解除準備区域に再編され、相双地域が分断されようとしております。昨今、地域住民の声を最優先に考え復興に取り組んでいただきたいと心から思っております。

心情的には、新春を寿げないところではありますが、新しい年にあたり明るい希望をもっていたいただき、会員皆様にとって良い年になりますように念じております。

このような境遇の中でも当会として、今年も震災・原発事故被害者の支援等を最優先事業と位置づけ、税制に対する意見具申や情報提供・社会貢献事業など、全会員を挙げて全力で実施して参りたいと思っておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に会員皆様のご健勝とご発展を衷心よりお祈りいたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



相馬税務署長

鈴木 義典

平成25年の年頭に当たり、相双法人会の皆様方に新年のご挨拶を申し上げます。

熊川会長はじめ相双法人会の役員及び会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災の被害も甚大な中、貴会におかれましては、一昨年は、東京電力の事故に伴う被害者の状況や会員の意見・要望の取りまとめ、相双地区の復興に向けて市町村への義援金の寄付活動

など精力的な活動を展開されました。昨年は、5月に多数の会員の皆様方の出席の下での通常総会の開催、10月には社会貢献活動の一環として小学生を対象にした移動租税教室の開催など、役員はじめ会員の皆様方の熱意の結果と感じ入り、心より敬意を表する次第です。

ご承知のとおり、国税に関しましては、相馬税務署管内12市町村のうちの相馬市と新地町を除く10市町村は、震災発生日以降に申告・納付の期限が到来するすべての税目について、未だにその期限が確定しておらず、該当される市町村の納税者の方々には、大変なご心配やご不便をお掛けしております。

私どもといたしまして

は、このような状況を踏まえ、被災された納税者の方々への対応については、被災状況・避難状況や心情に十分に配慮しながら親切・丁寧かつ的確な対応を税務署の最重要課題として、引き続き取り組んでおります。

なお、東日本大震災の被害を受けて避難されている方々の国税に関するご相談等は、昨年に引き続き最寄りの税務署でもお受けすることができま

すので、よろしく願います。

最後になりますが、新しい年が、貴会のますますのご発展と会員皆様方のご繁栄の年となりますよう、また、相双地区の一日も早い復旧・復興を心から祈念いたしまして、新年の挨拶いたします。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!】

- 平成24年分は最高3,000円の税額控除
- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



「税金クイズ」に挑戦!! 景品は手袋など



新地町復興産業まつり 11月11日(日) 役場前広場



大勢の新地町民でにぎわう



何色がいいかな? 赤・ピンク...



大熊町ふるさとまつり(いわき) 10月28日 好間工業団地内



11月10日・11日 復興秋まつり 鹿島支部

プレゼント

11月4日(日)に相馬支部は、第12回
 そつま市民まつりに共催団体として
 出店。税の啓蒙活動と地域社会への
 貢献事業の一環として600名の子
 供たちに「税の標語入り風船、税の
 アニメ本、おじいさんの赤いつぼ
 グイズだぜい」をプレゼントしま
 した。また、「税のクイズ」に答え
 てくれた方には、これからの寒さ対
 策にと手袋も配布しました。

あいにく風の強い一日でしたが、
 約23,000名の市民が来場し、
 当会ブースにもたくさんの方の家族連れ



貯金箱、トランプ、どれがいい？

風船、いっぱいもらっちゃった。 税の風船プレゼント…
11月4日 そうま市民まつり（相馬市アリーナ）11月23・24日 復興浪江町十日市
〔二本松市・市民交流センター〕

避難先での十日市、大勢の家族連れでにぎやか

税の風船

が来てくれました。

昨年の各地域の秋祭りには、「税の啓蒙活動と地域社会への貢献事業」が実施できない支部がほとんどでしたが、今年は相馬・新地・鹿島・原町支部が、そして飯館・浪江・大熊支部が避難先にもかかわらず、事業を実施してくれました。子供たちに法人会の「税の標語入り風船・税のアニメ本」をプレゼントし、税に関心を持って頂けるよう今後も継続活動して参ります。



大熊の役員さん、ご苦労様です !!



税の DVD でお勉強中！ ……バスの中

車中で税の大切さを知ってもらおう、「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を上映!!
 「地底の森ミュージアム」での二万年前の旧石器時代を体験。
 みちのく杜の湖畔公園では、自然の大切さと外で遊ぶ楽しさ
 を実感。

大自然の中で 「移動租税教室」

青年部会・女性部会



高く跳んだよ…ジャンピングドーナツ

みちのく杜の湖畔公園



ひと休み



バイキング、いっぱい食べるぞ!! (アークホテル仙台)



地底の森ミュージアム(仙台市富沢遺跡保存館)

小高区「ふれあい広場」

7/30 「復興へのひまわり」

小高支部の会員は、7月30日、警戒区域指定が一部解除された南相馬市小高区の中心部にある「ふれあい広場」花壇に秋咲きのひまわりの種を蒔いた。原発事故後の強制避難指示により、今年春まで全小高区民が地域に入ることができなかったため、1年6ヶ月ぶりに会員が集う場となった。

東京に避難している鈴木喜八支部長をはじめ、近隣市町に避難中の役員や

会員23人が集まり、あざやかな黄

色の復興への花が咲くことを願い、汗をぬぐいながらの作業でした。

その後の水やりの世話は、小高商工会の職員の方々が、原町区より毎回水を運んできて大切に育ててくれました。



7/30 種蒔き



9/14 復興へのひまわり開花

未来の子どもたちへ

8/11 復興サマーフェスティバル

スポーツアリーナ・そうま

若いパワーを結集し、未来の子ども達のため相双地区の復興を願う。



カワムラバンド(サザンオールスターズ完全コピーバンド)と参加者

がんばろう!!
「なんなん」



左から 佐藤 浩平副会長
熊川喜八郎会長
山川 章福島・県連会長
(釧路会場近くにて)



慶應義塾大学教授 片山善博氏の記念講演会・式典・懇親会が全国の会員約1,800名が一堂に会し、開催された。

第29回法人会全国大会 「北海道・釧路大会」 釧路市民文化会館



寒い中での清掃作業（鹿島支部） まごころセンター前広場にて

まごころセンター前の 清掃作業実施（鹿島支部）



優勝カップ
〔法人会提供〕



川内村・富岡町・葛尾村・相馬市の15チームが参加（約80名）、相双ソフトバレーボール連盟と共催で震災・原発事故で分散している相双地区民に参加を求め、交流大会として実施した。

相双地区 ソフトバレーボール交流大会 〔川内村体育センター〕



当部会より松本部会長はじめ
9名の参加



石川町・母畑温泉
「八幡屋」にて参加
者約130名で開催
された。

10/19

第13回会員研修会

「須賀川大会」

福島県法人会連合会

青年部会連絡協議会

11/2

第25回全国青年の集い 「宮崎大会」

会場「シーガイアコンベンションセンター」

当部会より松本部会長はじめ3名が参加



会場「ホテルサンルート白河」にて

弁護士
住田裕子氏

記念講演会
「変わりゆく社会
の中で 守りたい
いのちと心」



10/23

第13回会員研修会

「白河大会」

福島県法人会連合会

女性部会連絡協議会



東日本大震災・津波被災地
「天皇・皇后陛下献花の地にて」



二本松・相双の部会長合掌



「復興どんぶり」
相馬松川浦・旭亭

原発事故被災地、南相馬市
小高区の海岸と町中を視察

11/13

復興・応援交流会

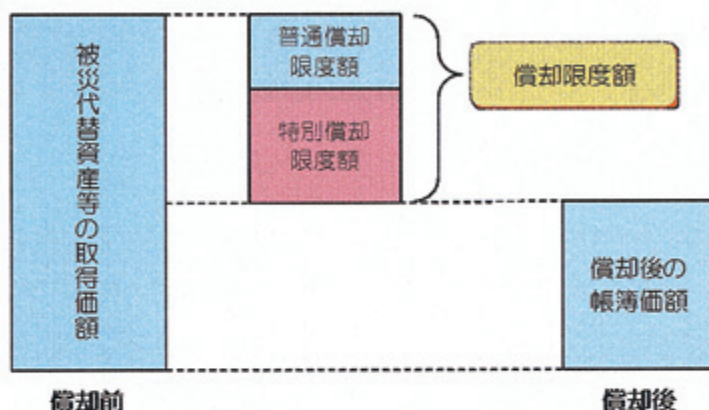
二本松法人会 女性部会

Ⅲ 被災代替資産等の特別償却

【創設された制度の概要】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました（震災特例法 18、26）。

《イメージ図》



○ 被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます（震災特例法 18①、26①）。

① 被災代替資産

東日本大震災により滅失又は損壊した建物（その附属設備を含みます。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます（震災特例法 18①、23）。

② 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。

なお、被災区域とは、東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

（注）①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあつては貸付けの用に供したものを除きます。

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 18①、26①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等*	その他の法人
建物又は構築物 (増築部分を含みます。)	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	18%	15%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	12%	10%
機械及び装置、船舶、航空機 又は車両及び運搬具	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	36%	30%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	24%	20%

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、償却費として損金経理することが必要です（法 31①、震災特例法 18①、26①）。
- ロ 青色申告法人にあっては、償却費として損金算入した金額が特別償却限度額に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を 1 年間繰り越すことができます（震災特例法 18②、26②、措法 52 の 2、68 の 40）。
- ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 18③、26③）。
- ニ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18④、26④、措法 52 の 3、68 の 41）。
- ホ この制度の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18⑤、26⑤、措法 53、68 の 42）。

【用語説明】

（中小企業者等）

- * 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます（震災特例法 18①、26①）。
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、68 の 9⑥⑫六七、措令 27 の 4⑩、39 の 39⑬）。
- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

【適用時期】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供する被災代替資産等について適用されます（震災特例法 18①、26①）。

大熊から広野へ

双葉運輸株式会社

代表取締役 吉岡 昌一



平成23年3月11日の東日本大震災から早くも1年8ヶ月が過ぎました。一時、止まってしまった仕事を再開するにあたり、同業者、取引先の皆様、友人等、多くの方々にご協力、ご支援を戴き感謝申し上げます。

ます。昨年5月小名浜に空き店舗を借り、事務所と避難している従業員のために宿泊所等に改造して営業を再開しましたが、相手の都合により移転を余儀なくされ、現在は、大熊町産業課を通して、四ツ倉の工業団地に中小企業基盤整備機構が建設した仮設の事務所で従業員数名で営業しております。以前とは比べようが

ないほど仕事の量も減り大変苦労しております。これは、わが社だけでなく被災された方々誰もが被った事だと思えます。以前と同様とまではいかないまでも何とか将来を見据えて頑張りたいと広野町に土地を求めて事務所、整備工場等建設中です。

今は一日も早く落ち着いて仕事ができるような環境が来ればと願っております。

避難先からのメッセージ募集!!

次回号から順次掲載させていただきます。

- ・ 文字数 300 字以内
- ・ お名前
- ・ 会社名
- ・ 避難前の住所
- ・ 避難後の住所
- ・ 写真



「補助金の会計処理・復興支援税制」の勉強会

11/14

原町支部は原町商工会議所との共催にて、有限責任監査法人トーマツの公認会計士下山誠さんを講師として、約150人が復興税制を学んだ。

編集後記

皆さんお元気ですか。「私も元気です」と書いたところですが、眠れない日が続く今日このごろです。震災からあと数ヶ月で2年になります。体調は思うようになりませんが、毎日散歩を30分位しております。5年後に帰れると言われても避難生活は大変なものです。「健康は天が与えた最良の幸福」幸せは自分がつく。皆さんの御健康と御多幸を心からお祈り申し上げます。

(坂本)

